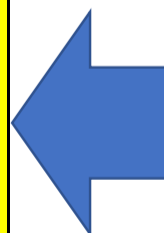


第3次八尾市人権教育・啓発プラン(案)の構成案

序章
第1章 基本的な考え方 1. 人権とは 2. 人権教育・啓発とは 3. 人権教育・啓発をめぐる背景 (1)国際的な動き (2)国内の状況 (3)八尾市のこれまでの取り組み 4. 計画の位置づけ 総合計画との関係 各分野の個別計画との関係 5. 計画の目標年次
第2章 第2次八尾市人権教育・啓発プランの実績と課題 1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 (1)学校等での取り組み (2)職場での取り組み (3)地域での取り組み 2. 人権教育・啓発を進めるために (1)総合的かつ効果的な推進体制の充実 (2)推進体制 (2)進行管理と評価の実施
第3章 基本理念 1. このプランのめざすもの(基本理念) 2. 大切にしたい視点 3. 重点課題 重点課題1 デジタル社会に対応した人権意識の醸成と情報発信の強化 重点課題2 多様性を尊重する社会の実現と複合差別の解消 重点課題3 地域・職場・学校における人権教育・啓発の推進と連携強化 4. 第3次八尾市人権教育・啓発プラン体系表
第4章 様々な人権課題への取組 1. 女性の人権 2. こどもの人権 3. 高齢者の人権 4. 障がい者の人権 5. 同和問題(部落差別) 6. 外国人の人権 7. 感染症の患者等の人権 8. ハンセン病回復者の人権 9. ホームレスの人権 10. インターネット上の人権侵害 11. 性的マイノリティの人々の人権 12. 犯罪被害者の人権 13. 刑を終えて出所した人の人権 14. アイヌの人々の人権 15. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 16. その他の人権
第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 第1節 学校等での取り組み (1)就学前における人権教育の推進 (2)学校における人権教育の推進 (3)こどものいじめ防止等の取り組みの推進 (4)保育・教育関係職員への人権研修の推進 第2節 職場での取り組み (1)企業等における人権啓発の推進 (2)特定職業従事者に対する人権啓発の推進 第3節 地域での取り組み (1)地域に根づいた人権教育・啓発の推進 (2)家庭における人権教育・啓発の支援 (3)相互理解と交流の推進 (4)市民団体や研究機関による活動の促進
第6章 人権教育・啓発を進めるために 1. 総合的かつ効果的な推進体制の充実 (1)総合的な情報提供の推進 (2)市民に伝わる人権教育・啓発手法の開発 (3)指導者の育成 (4)市民との協働 (5)各種団体等との連携 (6)国・大阪府・他の市町村との連携 (7)庁内推進体制の充実 2. 進行管理と評価の実施 (1)定期的な効果測定の実施 (2)進行管理と評価の充実



ワーキングの意見を反映